

## 多可町文化会館ベルディーホール友の会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、多可町文化会館ベルディーホール友の会（以下「友の会」という。）とします。

(目的)

第2条 友の会は、多可町文化会館ベルディーホール自主公演事業（以下「自主公演」という。）を通して、会員相互の交流及び芸術・文化の向上に寄与することを目的とします。

(事務局)

第3条 多可町文化会館ベルディーホール（以下「ベルディーホール」という。）内に友の会事務局（以下「事務局」という。）をおくものとします。

(会員・組織)

第4条 会員とは、本規約を承認の上、入会を申込み、ベルディーホールが入会を認めた一般会員（以下「会員」）をいいます。

- 2 会員とは個人のみを対象とします。
- 3 本会は、会員のみで組織します。

(入会手続き)

第5条 友の会に入会しようとする者は、入会申込書（別紙様式第1号）に必要な事項を記載のうえ事務局に提出するものとします。入会申込書の提出については、ベルディーホール事務所窓口（以下「窓口」）への持ち込みもしくは、ファックス並びにメールで受付けするものとします。

- (1) 入会申込時に、免許証、保険証、学生証など本人確認ができるものを窓口で提示するものとします。
- (2) ファックスやメール、代理による入会申込みについては、申込者本人が分かるもの（免許証等のコピー）をあわせて提出するものとします。
- 2 一人で複数の入会申込みをする者で正確さを欠くと判断した場合や時間を要する場合等、後日の受付けとなることがあります。
- 3 入会の受付けは、1年を通して行います。ただし、自主公演前売りチケット友の会発売（以下「友の会発売」）開始当日の入会受付け及び自主公演前売りチケット一般発売（以下「一般発売」という。）開始当日の入会受付けについてお断りする場合があります。

(会員の有効期間)

第6条 会員の有効期間（以下「有効期間」という。）は、3年度更新とします。

有効期間は、入会の日から翌々年度3月31日までとしますが、有効期間内の友の会発売の自主公演であっても次年度開催の自主公演については、対象外となります。ただし、次年度の本会の入会手続きを行った場合は、この限りではありません。

(会員番号及び会員証)

第7条 会員には、会員番号を付与するものとします。

- (1) 会員番号は、手続きが完了した後にお知らせします。なお、会員証については、希望者のみに発行し、受付窓口でのみお渡しします。郵送はしません。
- (2) 会員番号及び会員証は、原則会員のみが利用できるものとします。譲渡又は貸与することはできません。
- (3) 会員が会員番号を忘れた場合など申し出により、本人と確認ができた場合は会員番号をお知らせします。
- (4) 会員は、会員証を紛失または盗難にあったときは、直ちに事務局へ届け出るものとします。希望があれば会員証の再発行を受付窓口でのみ行います。また、再発行後、会員証がみつかった場合、以前の会員証は利用できませんので、直ちに切って破棄するものとします。
- (5) 紛失または盗難、その他の理由により会員番号及び会員証を会員以外が利用することにより生じた損害のすべては、会員が負うものとします。

(会員特典)

第8条 会員は、次の各号に掲げる特典を有するものとします。

- (1) 会員は、ベルディーホールが指定する自主公演のチケットを一般発売開始日より前に購入・予約することができます。ただし、友の会発売期間は、原則として一般発売開始日の一週間前から一般発売開始日前日までとします。
- (2) 指定する自主公演等において、年度内満55歳以上の会員を対象に、チケット料金の割引(以下「55割引」という。)を行うものとします。
- (3) 指定する自主公演等において、中・高校生の割引や優待公演を行うものとします。
- (4) 自主公演等の最新情報をメール配信でお知らせします(希望会員のみ)。
- (5) 全席自由席の自主公演(有料公演のみ)においても、会員限定の指定席(座席数限定)を設置します。なお、ロビーコンサートなど除く場合もあります。

(チケット)

第9条 購入及び予約する場合は、会員証の掲示もしくは、会員番号及び氏名等を申し出るものとします。

- 2 家族や友人等、他の会員の代理購入の場合は、会員番号及び氏名等が会員登録名簿で確認ができれば、チケットを購入することができます。
- 3 購入できるチケット枚数は、1公演につき1会員2枚までとします。ただし、家族や友人等、他の会員の代理購入は、お1人につき1公演6枚までとします。

4 購入及び予約したチケットのキャンセルや変更はできません。

(届出事項の変更)

第10条 会員は申込書の記載事項に変更が生じた場合、直ちにその内容を事務局へ届け出るものとします。

(資格喪失)

第11条 会員が次のいずれかに該当した場合は、会員の資格を取り消すものとします。

- (1) 虚偽の申告があった場合。
- (2) 本規約に違反があった場合。
- (3) チケット予約後のチケット代金の支払いを怠った場合。
- (4) その他、運営上に支障がある場合。

(個人情報)

第12条 会員情報について、個人情報保護法その他関連法令等を遵守し、適切に管理し、取り扱うものとします。

※ この規約は、令和2年3月1日から施行するものとする。